

供述の任意性・信用性が争われた事件における裁判所の判断状況

供述の任意性・信用性が争われた事件における裁判所の判断状況

第一審判決の日が属する年	供述の任意性が争われた事件（※1）／取調べの違法・不当を理由として供述の信用性が争われた事件（※2）								〔参考〕 起訴された事件数 （※5）
	事件数 〔A〕	供述の任意性が争われた事件		取調べの違法・不当を理由として 供述の信用性が争われた事件		供述の任意性又は信用性の立証のために録音・録画記録媒体の証拠調べ請求がなされた事件数 （※3）〔B〕	供述の任意性又は信用性の立証のために取調官の証人尋問請求がなされた事件数 （※4）〔C〕		
		事件数	供述の任意性が立証されていないことを理由に、供述調書の証拠調べ請求が却下された事件数	事件数	取調べの違法・不当を理由として、供述の信用性が否定された事件数				
平成26年 (10月～12月)	33	25	1	21	1	6	10	108,538	
平成27年	93	83	0	56	1	20	55	371,459	
平成28年	62	56	6	37	1	18	34	352,669	
平成29年	71	68	6	37	2	21	38	329,517	
平成30年	51	48	3	23	0	18	21	308,721	
令和元年	52	47	5	31	1	21	25	282,844	
令和2年	44	40	3	22	5	14	26	253,444	
令和3年	67	61	2	33	4	21	27	244,425	
令和4年 (1月～8月)	33	30	2	14	0	8	17	142,667	

※1 「供述の任意性が争われた事件」とは、平成26年10月1日から令和4年8月31日までの間に第一審判決があった事件のうち、被告人の捜査段階における供述の任意性を争う旨の主張がなされた事件（検察官が証拠調べ請求を撤回し又は裁判所が証拠調べの必要性がないことを理由に証拠調べ請求を却下した事件を除く。）で、令和4年10月24日までに確定したものをいう。

※2 「取調べの違法・不当を理由として供述の信用性が争われた事件」とは、平成26年10月1日から令和4年8月31日までの間に第一審判決があった事件のうち、取調べの違法又は不当を理由として被告人の捜査段階における供述の信用性を争う旨の主張がなされた事件（検察官が証拠調べ請求を撤回し又は裁判所が証拠調べの必要性がないことを理由に証拠調べ請求を却下した事件を除く。）で、令和4年10月24日までに確定したものをいう。

※3・4 B欄及びC欄の数値の合計が必ずしもA欄の数値と一致しないのは、①供述の任意性・信用性の立証のために録音・録画記録媒体の証拠調べ請求及び取調官の証人尋問請求の両方がなされた事件については、B欄及びC欄のそれぞれに計上していること、②供述の任意性・信用性の立証のために録音・録画記録媒体の証拠調べ請求及び取調官の証人尋問請求のいずれもなされていない事件も存在することが理由である。

※5 検察統計調査（月次）の「罪名別 被疑事件の処理人員」を基に記載している。